



## 長野県難聴児支援センター

# ニュースレター

平成28年  
第3号



長野県保健・疾病対策課

信州大学医学部附属病院耳鼻咽喉科

台風の到来とともに、秋の気配も濃くなってまいりました。各地から運動会のたよりも届きます。そんな中、「日本語って面白いな…難しいな…」と思ったことがありました。

訪問した学校では、運動会練習の真ただ中。種目『全員リレー』の作戦会議をしている場面です。「順番を覚えてね」「バトンも気を付けて!」「みんなの足を引っ張らないようにしましょうね!」表現は「友だちの足をつかんで引っ張らない」ですが、意味的には「みんなに迷惑をかけないように頑張るぞ!」と決意を固めている場面です。この意味をわかっているかどうか…で、その場の空気や気持ちがちがいます。難聴の子どもたちの中には、こうした日本語に苦しむ子どもも多くいます。

その時その場で「小耳にはさむ」ことば、表現。子どもたちに手渡していきたいですね。



## 「難聴児支援センター」の紹介

長野県難聴児支援センターは、信州大学医学部附属病院（松本市）に隣接した建物内にあります。毎週木曜日の「難聴児外来」の診察には療育支援員が同伴させていただき、療育や教育との連携のお手伝いをいたします。

センターの施設は「事務室」「親子相談室」「多目的室」などです。多目的室は、主にファミリーセミナーの会場として使用されます。親子相談室は、赤ちゃんや幼児と一緒に来所していただけるように、ゆっくりできる空間となっています。

相談等の折には、遠慮なくご利用ください。



難聴児支援センター「親子相談室」

## 事務職員が替わりました

この9月より、センター事務職員が替わりました。「西山洋子」さんです。今後、センターへお越しの際や電話での窓口等、療育支援員の丸山とともに西山が対応いたします。よろしくお願いいたします。





## 第4回ファミリーセミナー」開催

9月9日(土)第4回のファミリーセミナーを開催しました。お父さんお母さんの他、一緒に子どもの成長を支えるおばあさん、お兄さんお姉さんも参加しての学習会となりました。

講師は先輩のお母さん；立花祐子さんです。現在小学5年生になるお子さんと歩んできたこれまでの道のりを、正直に具体例を交えながらお話しいただきました。

- ・難聴が分かってからの不安や葛藤
- ・人工内耳をして初めて音と出会った瞬間
- ・毎日、いろいろな音を探して聞かせた乳幼児期
- ・幼児期になっての園選びや専門教育機関とのつながり
- ・ことばを獲得し、広げていくために心がけたこと
- ・成長とともに広がる社会参加（周囲の理解と配慮を一緒に考えたこと）
- ・今、思うこと 等々



立花さんのお話のあと、参加者全員で感想や質問も交え、語り合うことができました。

「補聴器や人工内耳を長く付けていられるようになるために工夫したことは？」  
「幼稚園や小学校などで周囲の理解を得るためにどのように働きかけたか？」  
「本人は『聞こえにくさ』についてどのように思っているか？また、家庭で話したことは？」  
「生活の中で『不便』と感じることはどのような場面か？」 等々

まだまだ不安や葛藤の中にお母さんが、涙ながらに現在のお気持ちを打ち明ける場面もありました。「立花さんのように強くなれるかどうか…」と、正直な気持ちをお話いただいたお母さんもいます。みんなでの語り合いを通して、親身になって共感していた立花さんから、最後にこのようなことばをいただきました。

「私も決して強いわけじゃない。悩み苦しみながら、主人と一緒に『息子のために』とひとつひとつ乗り越えてきました。皆さんのちょっとだけ先輩です」 あたたかく力強い空気が、会場に満ちました。

普段は一人ひとりそれぞれの地域にお住まいのご家庭ですが、月に一回このセミナーで顔を合わせているうちに仲良くなり、子どもたちも同期生のような「つながり」が生まれています。この「仲間」が嬉しいですね。 ※次回は10月1日(土)

(詳しくは裏面をご覧ください)





# 支援センターより「福祉制度の利用について」

前回のファミリーセミナーで学習した「福祉制度」の一部資料です。 ※詳しくは各市区町村まで

## 身体障害者手帳って？



手帳:「身体障害者手帳」は体に障害のある人が、その障害を克服し、社会参加を果たすための様々な福祉制度の支援策を利用するために必要な証明書です(必要な手帳です)。

※身体障害者福祉法による援護以外にもさまざまな福祉サービスがあります。

保護者(本人) 保護者(本人)

申請→審査・決定→交付→通知→お渡し  
役場 県知事 県知事 役場

## 手帳の交付を受けるには



- ①市役所・役場の福祉課で「医師の診断書」の用紙をもらいます。  
(担当課は市町村によって名称が違っても可也せん)  
♪「身体障害者手帳を申請したいので、ドクターに書いてもらう診断書の紙をください」
- ②病院に診断書の用紙を提出し、手続きをします。  
(病院によって手続きの方法が異なると思ひます。受診の際に指示をしてもらいましょう)
- ③「医師の診断書」が手元に届いたら、市役所・役場に申請に行きます。

手続き:「交付申請書」「医師による診断書・意見書」  
「写真(縦4cm×横3cm 正面脱帽)」を窓口に提出(印鑑も)

## 補聴器の交付を受けるには



- ①市役所・役場で「補装具の装用意見書」の用紙をもらいます。  
♪「補聴器の交付を申請したいので、ドクターに書いてもらう意見書の紙をください」
- ②病院に意見書の用紙を提出し、手続きをします。
- ③補聴器業者から「見積もり」をもらいます。
- ④「医師の意見書」「見積もり」が届いたら、市役所・役場に行きます。

手続き:「申請書」「医師の意見書」「見積もり」をそろえて  
「身体障害者手帳」と「印鑑」を持参して窓口に提出

## 補聴器の交付～その他～



『支給券』:役場から、または業者さんからおうちに届きます  
・申請者の署名・押印と  
・市町村によっては医師の署名 が必要になります

※業者さんにとっての金券となります

『請求書』:業者さんから届きます  
実際に業者さんに支払う金額が示されています。

## 補聴器の交付～その他～



『買い替え』:補聴器は買い替えが必要で  
・聴力と合わなくなったとき  
・機械の寿命がきたとき  
・学習や生活の環境が変わるとき  
※補聴器の耐用年数は5年

『修理』:補聴器の修理も、イヤーマールドの「修理申請」をすることができます

手続き:「申請書」「見積もり」が必要 (役場と業者で)  
※修理の場合は「医師の意見書」はいりません  
『交付』の時と同じような流れで進みます。

## 手帳のないお子さんには



「軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業」(平成23年度より)

対象:身体障害者手帳の交付対象外の難聴児  
指定された精密聴力検査機関の専門医に補聴器の装用が必要であると診断された場合  
県内に在住する18歳未満の軽度・中等度難聴児  
※所得要件は手帳が交付された場合と同じです。

対象経費:補聴器購入または補聴器交換に係る経費の3分の2の額

市町村により、助成額や申請の仕方が異なることがあります。  
市町村の窓口にきいてみましょう。



## 後期 第1回 ファミリーセミナーのご案内

### 耳のしくみ 難聴の診断と治療

- 1 日時 平成28年 10月1日(土) 15:00~16:30
- 2 場所 長野県難聴児支援センター (松本市旭町庁舎2階『多目的室』)
- 3 講師 **宇佐美 真一教授** (信州大学附属病院耳鼻咽喉科教授・難聴児支援センター長)
- 4 内容
  - ・いろいろな聴力検査と検査結果について
  - ・耳のしくみとその機能について
  - ・遺伝子検査の重要性について 等
- 5 参加費 **無料**

## みみよい情報

### ◇邦画の「日本語字幕版:安心サポート上映」とは？

話題の映画が続々と上映されています。芸術の秋！映画もいいですね。今は、聴覚障害についての話題作「聲の形」も映画化されました。

さて「安心サポート上映」というものをご存知でしょうか？

これは長野グランドシネマズで行われているものですが、「字幕をつけた日本映画」の上映です。平成18年、長野ろう学校高等部生徒さんたちの願い「日本映画も楽しみたい」を受けて実現しました。(外国映画に字幕は当たり前ですが、日本映画は基本「音声のみ」なのです。) まだ、全ての映画に、いつでも、とまではいきませんが、こうした取り組みがさらに広がっていくといいですね。



## 長野県難聴児支援センター

TEL:0263-34-6588

FAX:0263-34-6589

Mail:mimi@shinshu-u.ac.jp

住所:松本市旭2-11-30 松本旭町庁舎2階

支援療育員:丸山秀樹

※ご相談、お問い合わせ等  
お気軽にご連絡ください

